

32 石油製品（液化石油ガスを除く。）の販売業（固定した給油設備によって自動車に直接給油して販売するものに限る。）

(1) 石油製品（液化石油ガスを除く。）を販売する業であって、その一部又は全部を固定した給油設備（タンク、配管、ポンプ、計量器及び給油管）によって自動車に直接給油して販売するものをいう（産業分類5931の一部）。

(2) 石油製品とは、揮発油、燈油、軽油、重油等石油業法第2条第2項で定めるものをいう。

33 船舶（総トン数が1万トン以上のものを除く。）の製造又は修理業

総トン数が1万トン未満の鋼製、木製、プラスチック製等の船舶の製造業又は入きよ設備若しくは上架設備を有し、当該船舶の修理を業とするものをいう（産業分類3141～3143）。

34 貨物自動車運送事業又はこれに係る貨物運送取扱事業

(1) 貨物自動車運送事業法の規定により運輸大臣の許可を受けた者が行う同法第2条第2項及び第3項に掲げる一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業並びに貨物運送取扱事業法の規定により運輸大臣の許可又は登録を受けた者が行う同法第2条第6項に掲げる貨物運送取扱事業のうち貨物自動車運送に係る利用運送事業又は運送取次事業をいう。

(2) 貨物運送取扱事業を営む法人が中小企業者に該当するかどうかを判定する場合には、近促法第2条第2号によることに留意する。

35 自動車分解整備業

(1) 自動車分解整備業とは、道路運送車両法第78条の規定により、認証工場において認証を受けて行う自動車の分解整備の事業をいう（産業分類7711）が、自己の使用する自動車を自工場において分解整備する場合には、その自工場がたとえ認証工場であっても、その分解整備はこれに該当しない。

(2) 自動車分解整備業を営む法人が中小企業者に該当するかどうかを判定す

る場合には、自動車分解整備業は、近促法第2条第1号によるものとする。

β) 定義

イ 「自動車」には、小型特殊自動車及び二輪の軽自動車は含まない。

ロ 「自動車の分解整備」とは、次の整備又は改造を行うことをいう。

- (イ) 原動機を取り外して行う自動車の整備又は改造
- (ロ) 動力伝達装置のクラッチ、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデファレンシャルを取り外して行う自動車の整備又は改造
- (ハ) フロントアクスル(独立懸架装置を含む。)又はリヤ・アクスル・シャフトを取り外して行う自動車(二輪の小型自動車を除く。)の整備又は改造
- (ニ) かじ取装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部、パワ・ステアリング装置又はかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備又は改造
- (ホ) 制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム(二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く。若しくはディスク・ブレーキのキャリバを取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備又は改造
- (ヘ) 緩衝装置のシャシばね、スタビライザ、トルクロッド又はショック・アブソーバを取り外して行う自動車の整備又は改造
- (ト) けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造

(注) エンジンのポーリング専門工場、電装機器修理の専門工場等自動車の部品の修理の専門工場において、自動車から取り外された部品のみを修理する事業、洗車、給油脂等の専門工場において行う洗車、給油脂の事業は自動車分解整備業に該当しない。

36 くい打ち工事業

土木・建築工事に係る工事現場において、既製コンクリート杭等を打ち込み又は引き抜くことにより、工事目的物の基礎を固める業をいう(産業分類1021の一部)。

36の2 土工工事業(建設機械を使用するものに限る。)

土工工事業のうち、建設機械を用いて土工工事（土砂等の掘削、運搬、盛上げ、整地仕上等工事）を行う工事業をいう（産業分類1022の一部）。

36の3 鉄筋工事業（ガスを使用して鉄筋を圧接する工事を行うものに限る。）

鉄筋工事業のうち、熔着金属を使用することなく鉄筋、レール、タイロッド、管等の鋼材をガスで加熱し、加圧接合する工事を行う業をいう（産業分類1032の一部）。

36の4 左官工事業

左官工事、木舞工事並びに現場における擬石研ぎ出し・磨き出し工事及びモルタル吹付工事などを行う業をいう（産業分類1051）。

36の5 移動式クレーンを用いて建設資材の配置、鉄骨の組立てその他建設工事に付随する作業を行う工事業

建設業法別表のとび・土工・コンクリート工事業の中に区分されるものであって、トラッククレーン、クローラクレーン等の移動式クレーンを用いて建設資材の配置、鉄骨の組立て等の建設工事に付随する作業を行う業をいう。

36の6 建設機械器具賃貸業

(1) 主として各種の建設工事に用いる建設機械器具を賃貸することを業として行うものをいう（産業分類7922）。

(2) 建設機械器具賃貸業を営む法人が中小企業者に該当するかどうかを判断する場合には、近促法第2条第1号によるものとする。

37 地質調査業（建設工業に係る地質調査を行うものに限る。）

(1) 土木・建築に関する工事のため、ボーリング、物理地下探査、物理試験

等により、土質及び基礎地盤を調査することを業として行うものをいう。  
② 地質調査業を営む法人が中小企業者に該当するかどうかを判定する場合には、近促法第2条第1号によるものとする。

38 銀再生業（廃写真フィルム及び写真定着廃液から銀を再生するものに限る。）

写真現像所、医療機関又は印刷製版業等から廃写真フィルム及び写真定着廃液を収集、運搬し、この中に含まれている銀を再生するとともに、残った廃液等の処分を行う業をいう。

第1款 収入金額基準及び資産価額基準

(総収入金額及び計画対象事業収入金額)

46(1)-1 措置法令第29条第2項第1号及び第6項第1号に定める基準(以下「収入金額基準」という。)の判定の基礎となるこれらの号の計画対象事業(以下「計画対象事業」という。)に係る収入金額(以下「計画対象事業収入金額」という。)は、これらの号に定める認定又は承認(以下「認定等」という。)を受けている期間内における計画対象事業収入金額に限られるのであるから、例えば、事業年度の中途において認定等があった場合には、当該認定等のあった日以後の期間内における計画対象事業収入金額に限られることに留意する。

なお、これらの号の総収入金額についても同様とする。

(総収入金額)

46(1)-2 .....

(内部取引等による益金の総収入金額からの除外)

46(1)-3 .....

(固定資産又は山林の譲渡に係る収入金額)

46(1)-4 .....例えば、次に掲げる収入金額.....

(1) 法第50条に規定する交換取得資産の価額(交換取得資産とともに取得した交換差金等の金額を含む。) .....

(注) .....

②) .....

(計画対象事業収入金額の範囲)

46(1)-5 .....

(1) .....

②) .....46(1)-4の②).....

(3) .....

(総収入金額及び計画対象事業収入金額の統一的計算)

第2款 収入金額基準及び資産価額基準

(総収入金額及び計画対象事業収入金額)

46(2)-1 措置法令第29条第2項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第10項第1号に定める基準(以下「収入金額基準」という。)の判定の基礎となるこれらの号の計画対象事業又は特定業種に属する事業(以下「計画対象事業」という。)に係る収入金額(以下「計画対象事業収入金額」という。)は、当該各号に定める承認又は認定(以下「承認等」という。)を受けている期間内における計画対象事業収入金額に限られるものであるから、例えば、事業年度の中途において承認等があった場合には、その承認等のあった日以後の期間内における計画対象事業収入金額に限られることに留意する。

なお、当該各号の総収入金額についても同様とする。

(総収入金額)

46(2)-2 .....

(内部取引等による益金の総収入金額からの除外)

46(2)-3 .....

(固定資産又は山林の譲渡に係る収入金額)

46(2)-4 .....次に掲げる収入金額.....

(1) 法第47条に規定する保険金等の金額、法第50条に規定する交換取得資産の価額(交換取得資産とともに取得した交換差金等の金額を含む。) .....

(注) .....

②) .....

(計画対象事業収入金額の範囲)

46(2)-5 .....

(1) .....

②) .....46(2)-4の②).....

(3) .....

(総収入金額及び計画対象事業収入金額の統一的計算)

46(1)-6 .....

(2以上の製品の加工等を行う場合の統一計算)

46(1)-7 .....

(計画対象事業に係る部分の区分が明らかでない棚卸資産)

46(1)-8 措置法令第29条第6項第2号.....

(固定資産の範囲)

46(1)-9 .....

(計画対象事業に係る固定資産)

46(1)-10 .....

(計画対象事業に係る部分の区分が明らかでない固定資産)

46(1)-11 .....

(帳簿価額)

46(1)-12 .....

第2款 対象となる資産の範囲等

(割増償却の対象となる資産)

46(2)-1 .....

(工場用の建物及びその附属設備の意義)

46(2)-2 措置法第46条第1項第2号の.....

(1) .....

(2) .....

(注).....

(2以上の用途に共用されている建物の判定)

46(2)-3 .....

46(2)-6 .....

(2以上の製品の加工等を行う場合の統一計算)

46(2)-7 .....

(計画対象事業に係る部分の区分が明らかでない棚卸資産)

46(2)-8 措置法令第29条第2項第2号、第7項第2号又は第8項第2号.....

(固定資産の範囲)

46(2)-9 .....

(計画対象事業に係る固定資産)

46(2)-10 .....

(計画対象事業に係る部分の区分が明らかでない固定資産)

46(2)-11 .....

(帳簿価額)

46(2)-12 .....

第3款 対象となる資産の範囲

(割増償却の対象となる資産)

46(3)-1 .....

(工場用の建物及びその附属設備の意義)

46(3)-2 措置法第46条第1項第1号及び第2号に規定する.....

(1) .....

(2) .....

(注).....

(2以上の用途に共用されている建物の判定)

46(3)-3 .....

- (1) .....
- (2) .....

(廃止)

(中小漁業構造改善事業等を実施している旨の証明の取消しの効果)

46(2)-4 中小漁業構造改善計画又は経営基盤強化計画を実施する者として措置法令第29条第1項又は第5項に規定する証明書の交付を受けている者について当該証明書の交付の取消しがあった場合には、当該取消しの対象となった事業年度にさかのぼって措置法第46条第1項又は第52条の3第1項の規定が適用されないことに留意する。

(廃止)

措置法令第29条第3項に規定する倉庫用、車庫用又は荷扱所用の建物がこれらの用とこれらの用以外の用とに共用されている場合も、また同様とする。

- (1) .....
- (2) .....

第4款 その他

(中小企業構造改善事業を実施している旨の証明の取消しの効果)

46(4)-1 中小企業構造改善計画を実施する者として措置法令第29条第1項、第5項、第6項及び第9項に規定する証明書の交付を受けている商工組合等の構成員等について当該証明書の交付の取消しがあった場合には、当該取消しの対象となった事業年度にさかのぼって措置法第46条第1項又は第52条の3第1項の規定が適用されないことに留意する。

(いわゆる知識集約化事業のみに参加している者についての不適用)

46(4)-2 措置法第46条第1項第1号の規定は、同号イに規定する商工組合等の構成員である法人にあっては同号に規定する適正化事業を実施し、同号ロに規定する商工組合等の構成員である法人にあっては当該適正化事業と同号ロに規定する新商品又は新技術の開発に関する事業(以下「知識集約化事業」という。)とを併せ実施している者についてそれぞれ適用があるのであるから、同号イ又はロに規定する中小企業構造改善計画に定める構造改善事業を実施している法人であっても、例えば、知識集約化事業のみを実施している者等については同項の規定の適用がないことに留意する。